

ケアプランを作ります。

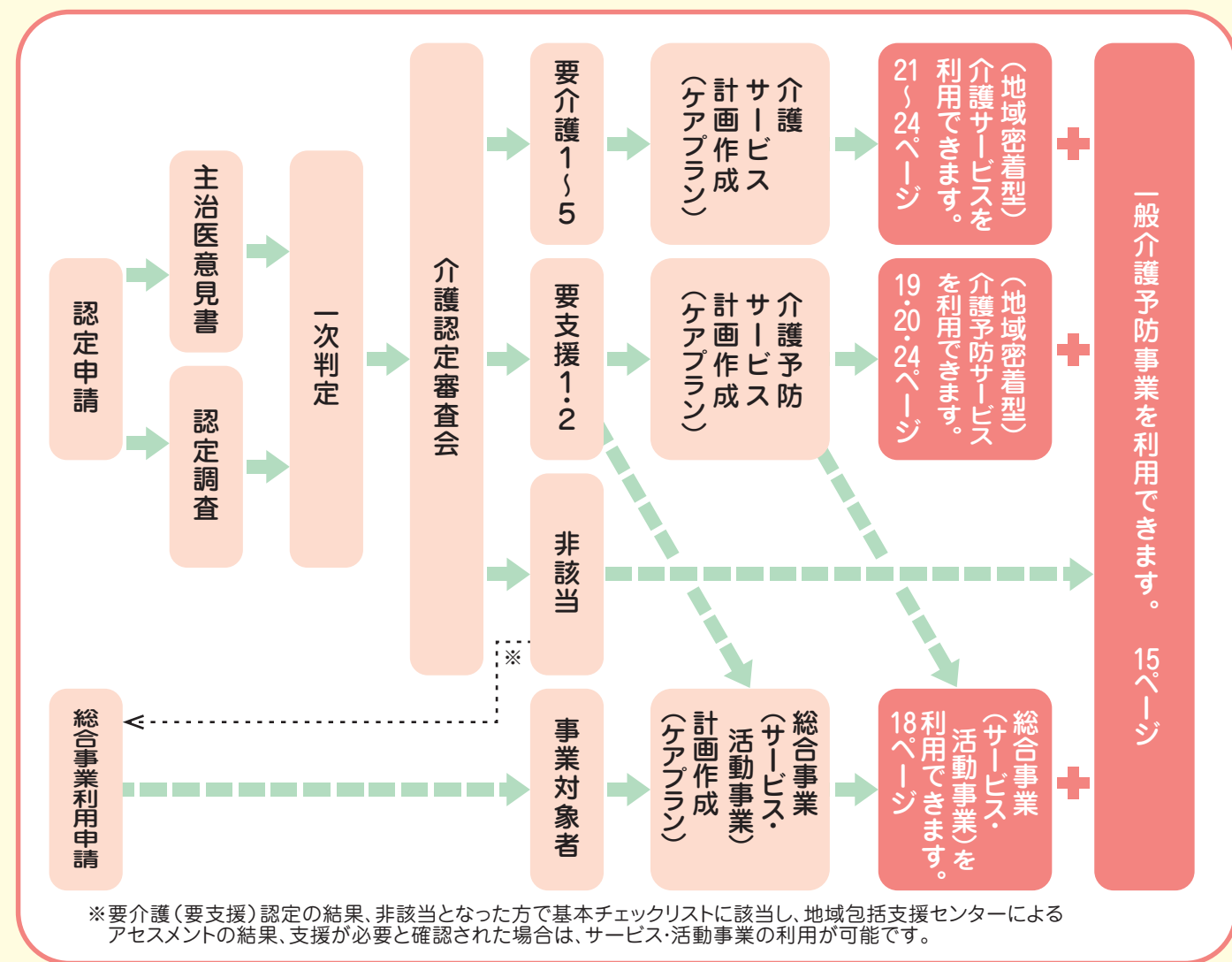
ケアプランとは？

要介護・要支援に認定された高齢者、または事業対象者と確認された高齢者の希望に沿ったサービスを利用できるように、本人や家族の心身の状況や生活の環境などに配慮し、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービスの利用計画」のことです。

要介護に認定された高齢者は、居宅介護支援事業所に依頼し、心身の状況や本人の希望などに基づき居宅サービスなどを適切に利用できるよう介護サービス計画（ケアプラン）を作成してもらいます。居宅介護支援事業所は、札幌市長の指定を受け、介護支援専門員（ケアマネジャー）を配置し、サービス提供機関と連絡・調整を行います。

要支援に認定された高齢者、または事業対象者と確認された高齢者は、地域包括支援センター等に依頼し、要支援状態の悪化防止や改善に重点を置いた介護予防サービス計画または総合事業（サービス・活動事業）計画（ケアプラン）を作成してもらいます。地域包括支援センターは、札幌市が設置し、社会福祉法人などに運営を委託した公正・中立な機関です。

- ケアプランの作成費用は、全額保険給付で自己負担はありません。
- ケアプランはご自身で作成することもできますが、総合事業（サービス・活動事業）をご利用の方は、ご自身でケアプランの作成を行うことはできません。
- 居宅介護支援事業所の一覧表は、区役所保健福祉課で配布しているほか、札幌市公式ホームページでもご覧いただけます。
- 地域包括支援センターの一覧表は、43・44ページをご覧ください。



総合事業（サービス・活動事業） （要支援1・2、事業対象者の方が利用できます）

要介護状態にならないために生活援助を行うことによって、できる限り住み慣れた地域で自立して生活できるよう支援するサービスです。

訪問型サービス

ホームヘルパーが訪問し、一人ではできない調理、掃除、洗濯などの生活援助を行い、自分でできることが増えるよう支援します。



通所型サービス

事業所において、生活援助を行うほか、その人の生活目標に合わせた運動機能の向上、健康管理、仲間づくりなどを支援します。



●訪問介護相当型

サービス費用のめやす（1月につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

訪問介護相当型	週1回	一般的な利用の場合 （月4回／60分以上の利用）	事業対象者、要支援1・2 12,006円（1,201円）
	週2回	一般的な利用の場合 （月8回／60分以上の利用）	事業対象者、要支援1・2 23,983円（2,399円）
	週2回を超える利用の場合		要支援2 38,052円（3,806円）

※利用回数や時間に応じて料金が異なります。
詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
※このほか、看護師などの専門職が、介護予防や生活機能の改善に向けた支援を行う「短期集中予防型サービス」もあります。

●通所介護相当型

4時間以上で、主に健康管理や日常生活上の支援をします。

●時間短縮型

4時間未満で、主に運動や機能訓練に特化した支援をします。

サービス費用のめやす（1月につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

通所介護相当型	週1回	一般的な利用の場合 （月4回の利用）	事業対象者、要支援1 18,231円（1,824円）
	週2回	一般的な利用の場合 （月8回の利用）	要支援2 36,716円（3,672円）
時間短縮型	週1回	一般的な利用の場合 （月4回の利用）	事業対象者、要支援1 14,581円（1,459円）
	週2回	一般的な利用の場合 （月8回の利用）	要支援2 29,365円（2,937円）

※利用回数に応じて料金が異なります。
詳しくはケアマネジャーにご確認ください。
※栄養改善などの加算をされる場合があります。
※上記の料金のほかに食費などの実費を負担していただく場合があります。

介護予防ケアマネジメント

地域包括支援センターの職員が、本人や家族の希望を聞きながら、本人の状態や置かれている環境等に応じてケアプランを作成します。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす（1月につき）

4,512円 ※初回加算があります。

※利用者負担はありません。（全額を介護保険で負担します。）

介護予防サービス(要支援1、要支援2の方が利用できます。)

訪問によるサービス

介護予防訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

看護職員1人と介護職員1人が行った場合	8,739円(874円)
介護職員2人が行った場合	8,300円(830円)

※清拭や部分浴のみ行う場合は、上記の費用の90/100となります。

介護予防訪問看護

介護予防訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

例:30分以上1時間未満の場合

介護予防訪問看護ステーションの場合	8,106円(811円)
病院または診療所の場合	5,646円(565円)

※早朝、夜間、深夜、特別管理などの加算があります。
※末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については医療保険の給付の対象となります。また、医師から利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合も同様に医療保険の給付の対象となります。

介護予防居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。



■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

医師による指導の場合	5,150円(515円)
------------	--------------

※1月2回まで。ただし薬局の薬剤師などは1月4回まで。

介護予防訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(20分につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

3,030円(303円)

※短期集中リハビリテーション実施などの加算があります。

その他の在宅サービス

介護予防特定施設入居者生活介護

入居している有料老人ホームなどからのサービスや、選択により外部からのホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けられます。

■サービス費用のめやす(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

入居施設から	要支援1/ 1,855円(186円)
受ける場合	要支援2/ 3,173円(317円)

※個別機能訓練などの加算があります。
※外部からのサービスを利用する場合、費用は居宅で利用する場合の90/100となります。
※別に家賃や食費などを負担する必要があります。

介護予防支援

介護予防支援事業所の職員が本人や家族の希望を聞きながら、状態に最も適した介護予防サービス計画を作ります。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

地域包括支援センターの場合	4,512円
居宅介護支援事業所の場合	4,819円

※初回加算などがあります。利用者負担はありません。(全額を介護保険で負担します。)

通所や短期入所して受けるサービス

介護予防通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで日常生活上の支援や、リハビリテーションが受けられます。



■サービス費用のめやす(1月につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

・共通的なサービス

要支援1	23,065円(2,307円)
要支援2	42,998円(4,300円)

※運動器機能向上などの加算があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

介護予防短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに入所しながら、介護や機能訓練が受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

特別養護老人ホーム(併設型多床室)	
要支援1	4,586円(459円)
要支援2	5,705円(571円)

※送迎、療養食、機能訓練体制などの加算があります。
※居室の形態などにより費用は異なります。

介護予防短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護医療院などに入所しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などが受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

介護老人保健施設(多床室)基本型	
要支援1	6,215円(622円)
要支援2	7,848円(785円)

※送迎、療養食などの加算があります。
※施設の種類や療養室の形態などにより費用は異なります。

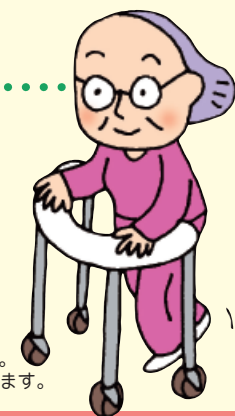
介護予防福祉用具貸与

居宅での介護に必要な歩行器や住宅改修をともしない手すりなど福祉用具の貸与が受けられます。

- ・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ
- ・自動排泄処理装置(尿のみを自動的に吸引するもの)など

※原則、車いすや特殊寝台などは貸与を受けられませんが、歩行、寝返り・起き上がりが困難な場合など、認められることがあります。
※固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉づえを除く)、多点杖は貸与若しくは購入のいずれかを選択することができます。

介護予防住宅改修、介護予防福祉用具購入について・・・詳しくは、28～30ページをご覧ください。



介護サービス(要介護1～ 要介護5の方が利用できます。)

訪問によるサービス

訪問介護(ホームヘルプサービス)

ホームヘルパーが居宅を訪問し、食事・入浴・排せつなどの介護や調理・洗濯・掃除などの生活の支援を行います。



■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

身体介護(1時間以上1時間30分未満) ※食事・入浴・排せつなどの介護	5,789円(579円)
生活援助(45分以上) ※調理・洗濯・掃除などの援助	2,246円(225円)
通院などのための乗車又は降車の介助	990円(99円)

※早朝、夜間、深夜などの加算があります。

訪問入浴介護

入浴設備や簡易浴槽を積んだ移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

看護職員1人と介護職員2人が行った場合	12,925円(1,293円)
介護職員3人が行った場合	12,272円(1,228円)

※清拭や部分浴のみ行う場合は、上記の費用の90/100となります。

訪問リハビリテーション

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が居宅を訪問して日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行います。

■サービス費用のめやす(20分につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

3,132円(314円)

※短期集中リハビリテーション実施などの加算があります。

居宅療養管理指導

医師、歯科医師、薬剤師などが居宅を訪問して、医学的な管理や指導を行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

医師による指導の場合	5,150円(515円)
------------	--------------

※1月2回まで。ただし薬局の薬剤師などは1月4回まで。

訪問看護

訪問看護ステーションや医療機関の看護師などが居宅を訪問して、主治医と連絡をとりながら、病状の観察や床ずれの手当てなどを行います。

■サービス費用のめやす(1回につき) 例:30分以上1時間未満の場合 ()内は利用者負担額(1割の場合)

訪問看護ステーションの場合	8,402円(841円)
病院または診療所の場合	5,860円(586円)

※早朝、夜間、深夜、緊急時訪問看護、特別管理、ターミナルケアなどの加算があります。
※末期の悪性腫瘍その他厚生労働大臣が定める疾病等の患者については、医療保険の給付の対象となります。また、医師から利用者の急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別指示があった場合も同様に医療保険の給付の対象となります。

その他の在宅サービス

特定施設入居者生活介護

入居している有料老人ホームなどからのサービスや、選択により外部からのホームヘルプサービスやデイサービスなどを受けられます。

■サービス費用のめやす 入居施設から受ける場合(1日につき) ()内は自己負担額(1割の場合)

要介護1 5,495円(550円) ～	要介護5 8,243円(825円)
------------------------	----------------------

※個別機能訓練、夜間看護体制などの加算があります。
※外部からのサービスを利用する場合、費用は居宅で利用する場合の90/100となります。
※別に家賃や食費などを負担する必要があります。



※初回、特定事業所などの加算があります。利用者負担はありません。(全額を介護保険で負担します。)

居宅介護支援

介護支援専門員が、本人や家族の希望を聞きながら、状態に最も適した居宅サービス計画(ケアプラン)を作ります。サービス利用にあたっての事業所との調整なども行います。

■サービス費用のめやす(1月につき)

要介護1・2	11,088円
要介護3～5	14,406円

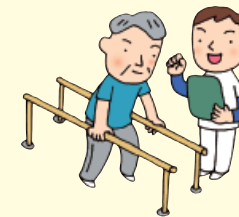
通所介護(デイサービス)

事業所に通い、入浴や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。
※定員19人以上のデイサービス



通所リハビリテーション(デイケア)

介護老人保健施設や医療機関などで日常生活上の支援や、リハビリテーションが受けられます。



■サービス費用のめやす 通常規模型(7時間以上8時間未満1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	6,672円(668円)	要介護4	10,373円(1,038円)
要介護2	7,878円(788円)	要介護5	11,640円(1,164円)
要介護3	9,126円(913円)		

※入浴、個別機能訓練、若年性認知症ケア、栄養マネジメント、口腔機能向上などの加算があります。別に食費などを負担する必要があります。

■サービス費用のめやす 通常規模型(7時間以上8時間未満1回につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	7,749円(775円)	要介護4	12,356円(1,236円)
要介護2	9,183円(919円)	要介護5	14,024円(1,403円)
要介護3	10,637円(1,064円)		

※入浴、リハビリテーションマネジメント、短期集中リハビリテーション実施、若年性認知症ケア、栄養マネジメント、口腔機能向上などの加算があります。別に食費などを負担する必要があります。

短期入所生活介護(ショートステイ)

短期間、特別養護老人ホームなどに入所しながら、介護や機能訓練が受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす 特別養護老人ホーム(併設型多床室)の場合(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	6,132円(614円) ～	要介護5	8,990円(899円)
------	----------------	------	--------------

※送迎、療養食、在宅中重度、機能訓練体制などの加算があります。
※居室の形態などにより費用は異なります。

短期入所療養介護(ショートステイ)

短期間、介護老人保健施設や介護医療院などに入所しながら、医学的な管理のもとで介護や機能訓練などが受けられます。別に食費・滞在費を負担する必要があります。

■サービス費用のめやす 介護老人保健施設(多床室)基本型の場合(1日につき) ()内は利用者負担額(1割の場合)

要介護1	8,416円(842円) ～	要介護5	10,667円(1,067円)
------	----------------	------	-----------------

※送迎、療養食などの加算があります。
※施設の種類や療養室の形態により費用は異なります。

共生型サービスについて

高齢の方と障がいのある方が、同じ事業所でサービスが受けやすくなる仕組みです。
介護サービスで対象となるのは、訪問介護・通所介護・地域密着型通所介護・短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護です。

福祉用具貸与

居宅での介護に必要な歩行器や住宅改修をともなわない手すりなど福祉用具の貸与が受けられます。

■対象種目

①手すり、②スロープ、③歩行器、④歩行補助つえ、⑤車いす、⑥車いす付属品、⑦特殊寝台、⑧特殊寝台付属品、⑨床ずれ防止用具、⑩体位変換器、⑪認知症老人徘徊感知機器、⑫移動用リフト(つり具を除く)、⑬自動排泄処理装置

※要介護1の方は、原則として⑤～⑫の福祉用具の貸与を受けられません(歩行、寝返り、起きあがりが必要な場合などは、認められることがあります)。
※⑬の自動排泄処理装置は、尿のみを自動的に吸引するものを除き、原則として要介護1～3の方は貸与を受けられません。
※固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点杖(松葉杖を除く)、多点杖は貸与若しくは購入のいずれかを選択することができます。

住宅改修、福祉用具購入について・・・詳しくは、28～30ページをご覧ください。



地域密着型サービス（原則として、市内の事業所のみ利用できます。）

地域密着型介護サービス（要介護1～要介護5の方が利用できます。）

夜間対応型訪問介護

夜間、ホームヘルパーの巡回や随時の訪問、利用者の通報に応じたサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす（利用回数に応じて算定する事業所の場合）
（1月につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

基本夜間対応型訪問介護	10,097円（1,010円）
-------------	-----------------

（1回につき）

定期巡回サービス	3,798円（380円）
随時訪問サービス（1人対応）	5,789円（579円）
随時訪問サービス（2人対応）	7,800円（780円）

※24時間通報対応などの加算があります。

認知症対応型通所介護

認知症の状態の方が通所し、入浴・日常動作の訓練・レクリエーションなどが受けられます。

■サービス費用のめやす 単独型（7時間以上8時間未満1回につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	10,108円（1,011円）
要介護2	11,207円（1,121円）
要介護3	12,305円（1,231円）
要介護4	13,414円（1,342円）
要介護5	14,512円（1,452円）

※入浴、個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上などの加算があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

認知症の状態にある高齢者が5～9人で共同生活をし、家庭的な雰囲気の中で、介護スタッフによる入浴・排せつ・食事などの日常生活の支援や機能訓練などが受けられます。

■サービス費用のめやす（2ユニット以上の事業所の場合）
入居の場合（1日につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	7,635円（764円）
要介護2	7,990円（799円）
要介護3	8,233円（824円）
要介護4	8,395円（840円）
要介護5	8,568円（857円）

※初期、医療連携体制などの加算があります。
※事業所によっては、短期利用ができる場合があります。
※別に家賃や食費などを負担する必要があります。

地域密着型特定施設入居者生活介護

29人以下の有料老人ホームなどで日常生活の支援などが受けられます。

■サービス費用のめやす（1日につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	5,536円（554円）
要介護2	6,225円（623円）
要介護3	6,945円（695円）
要介護4	7,605円（761円）
要介護5	8,314円（832円）

※夜間看護体制、個別機能訓練体制などの加算があります。
※別に家賃や食費などを負担する必要があります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 ※原則、要介護3～要介護5の方が利用できます。

自宅では介護が困難な方が入所し、入浴・排せつ・食事などの介護が受けられます（29人以下の特別養護老人ホーム）。なお、要介護1、要介護2の方については認知症や障がいがあるなど、特例的な入所が認められる場合のみ利用できます。

■サービス費用のめやす 特別養護老人ホーム（ユニット型個室）の場合（1日につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1 6,915円（692円）	要介護5 9,845円（985円）
----------------------	----------------------

※初期、個別機能訓練、療養食などの加算があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

小規模多機能型居宅介護

利用者の希望などにより、通いを中心に訪問や泊まりのサービスが受けられます。

■サービス費用のめやす（1月につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	106,357円（10,636円）
要介護2	156,312円（15,632円）
要介護3	227,391円（22,740円）
要介護4	250,965円（25,097円）
要介護5	276,715円（27,672円）

※初期、看護職員配置などの加算があります。
※事業所によっては短期利用ができる場合があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護のサービスを同じ事業所から受けられます。

■サービス費用のめやす（1月につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	126,585円（12,659円）
要介護2	177,110円（17,711円）
要介護3	248,971円（24,898円）
要介護4	282,380円（28,238円）
要介護5	319,419円（31,942円）

※初期、緊急時訪問看護などの加算があります。
※事業所によっては短期利用ができる場合があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

ホームヘルパーや看護師の訪問サービスを、1日複数回、時間帯を問わずに受けられます。

地域密着型介護予防サービス（要支援1、要支援2の方が利用できます。）

●以下の3つのサービスが利用できます。

介護予防認知症対応型通所介護

※入浴、個別機能訓練、栄養改善、口腔機能向上などの加算があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

介護予防小規模多機能型居宅介護

※初期などの加算があります。
※事業所によっては、短期利用ができる場合があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

介護予防認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

※要支援1の方は利用できません。
※初期などの加算があります。
※事業所によっては、短期利用ができる場合があります。
※別に家賃や食費などを負担する必要があります。

地域密着型通所介護（デイサービス）

事業所に通い、入浴や日常動作訓練、レクリエーションなどが受けられます。

※定員18人以下のデイサービス

■サービス費用のめやす（7時間以上8時間未満1回につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要介護1	7,635円（764円）
要介護2	9,024円（903円）
要介護3	10,464円（1,047円）
要介護4	11,884円（1,189円）
要介護5	13,303円（1,331円）

※入浴、個別機能訓練、若年性認知症ケア、栄養マネジメント、口腔機能向上などの加算があります。
※別に食費などを負担する必要があります。

■サービス費用のめやす（1月につき）
（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

	訪問看護を利用しない場合	訪問看護を利用する場合
要介護1	55,603円（5,561円）	81,128円（8,113円）
要介護2	99,241円（9,925円）	126,736円（12,674円）
要介護3	164,789円（16,479円）	193,459円（19,346円）
要介護4	208,457円（20,846円）	238,485円（23,849円）
要介護5	252,105円（25,211円）	288,922円（28,893円）

※初期、緊急時訪問看護などの加算があります。

※上記「訪問看護を利用する場合」の金額は、一体型定期巡回随時対応型訪問介護看護事業所の訪問看護を利用する場合の金額です。連携型の訪問看護を利用する場合は、金額が異なります。

■サービス費用のめやす

単独型（7時間以上8時間未満1回につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要支援1	8,756円（876円）
要支援2	9,773円（978円）

■サービス費用のめやす

（1月につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要支援1	35,086円（3,509円）
要支援2	70,905円（7,091円）

■サービス費用のめやす

入居の場合（1日につき）（ ）内は利用者負担額（1割の場合）

要支援2	7,594円（760円）
------	--------------

施設サービス(要介護1～ 要介護5の方が利用できます。)

介護保険で利用できる施設サービスは3種類あります。
介護が中心か、治療が中心か、またどの程度医療上のケアが必要かなどにより、利用する施設を選びます。

介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)

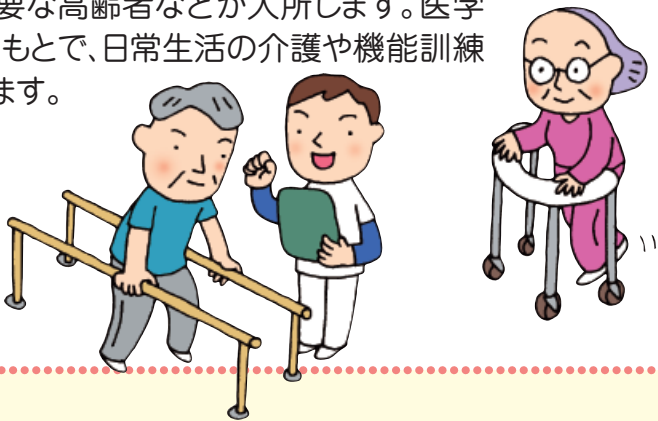
※原則として、要介護3～要介護5の方が利用できます。

日常生活に常時介護が必要で自宅では介護が困難な高齢者などが入所します。食事、入浴、排せつなど、日常生活の介護や健康管理が受けられます。なお、要介護1、要介護2の方については認知症や障がいがあるなど、特例的な入所が認められる場合のみ利用できます。



介護老人保健施設

病状が安定し、リハビリテーションに重点をおいたケアが必要な高齢者などが入所します。医学的な管理のもとで、日常生活の介護や機能訓練が受けられます。



介護医療院

長期療養や日常生活に介護が必要な高齢者などが入所します。医療と介護の一体的なサービスを受けられます。



施設サービスを利用したときの利用者負担

費用の1割～3割のほかに、食費・居住費(金額は利用者と施設の契約によります。)の利用者負担がかかります。
[参考:標準的な1か月あたりの利用者負担の例:30日間入所] (月額)

施設区分	利用者負担合計		内 訳				
			1割負担の場合		食 費	居 住 費	
	多床室	ユニット型	多床室	ユニット型		多床室	ユニット型
介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	88,718円 } 97,296円	125,712円 } 134,382円	17,918円 } 26,496円	20,382円 } 29,052円	43,350円	27,450円	61,980円
介護老人保健施設	80,583円 } 87,245円	129,727円 } 136,298円	24,123円 } 30,785円	24,397円 } 30,968円	43,350円	13,110円	61,980円
介護医療院	80,949円 } 98,288円	130,883円 } 147,675円	24,489円 } 41,828円	25,553円 } 42,345円	43,350円	13,110円	61,980円

◎1割～3割負担は、要介護度や居室の種類などにより異なります。
◎食費・居住費は施設との契約により決まるので、金額が異なる場合があります。
◎ユニット型個室の多床室・従来型個室(特養以外)は50,040円、従来型個室(特養)は35,130円が標準的な居住費(30日間入所)になります。
◎理美容代などの日常生活費については、別に実費を負担する必要があります。
◎そのほか、国が定める基準を満たす施設では、別途加算料金が追加となる場合があります。

利用者負担については、以下のとおりの各種軽減措置があります。

利用者負担が一定の上限額を超えたとき
高額サービス費や高額医療合算介護サービス費が給付される場合があります。(詳細は35・36ページ)

所得の低い方に対する利用者負担軽減
特定入所者介護サービス費が給付される場合があります。(詳細は37～39ページ)

社会福祉法人などが運営する介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)入所者に対する利用者負担軽減
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している方で特に生計が困難な方は利用者負担が減額される場合があります。(詳細は40ページ)

経過措置による利用者負担軽減
旧措置入所者(平成12年3月31日までに特別養護老人ホームに入所し、引き続きその施設に入所されている方)の利用者負担が軽減される場合があります。(詳細は40ページ)

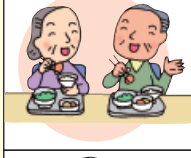
在宅サービスの利用限度

要介護度等に応じて利用できる限度額が設定されています。
在宅サービスの支給限度基準額は、1か月ごとの単位で設定されています。

要介護度等	支給限度基準額（1か月）	参照ページ
事業対象者	5,032 単位	18ページ 総合事業（サービス・活動事業）
要支援1		18～20・24ページ 総合事業（サービス・活動事業） （地域密着型）介護予防サービス
要支援2	10,531 単位	21～24ページ （地域密着型）介護サービス
要介護1	16,765 単位	
要介護2	19,705 単位	
要介護3	27,048 単位	
要介護4	30,938 単位	
要介護5	36,217 単位	

※支給限度基準額には、居宅介護支援、介護予防支援、介護予防ケアマネジメント、（予防）居宅療養管理指導、（予防）住宅改修、（予防）福祉用具購入を含みません。また、一部の加算（緊急時訪問看護加算、特別管理加算、（特定）処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算、ターミナルケア加算、看護体制強化加算、訪問体制強化加算、サービス提供体制強化加算、総合マネジメント体制強化加算など）についても、支給限度額基準額に含まれません。

【札幌市における1単位あたりの単価】

サービスの種類	1単位あたり単価
 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、居宅介護支援、訪問型サービス（総合事業）、介護予防ケアマネジメント（総合事業）	10.21円
 訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	10.17円
 通所介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入所者生活介護、地域密着型通所介護、通所型サービス（総合事業）	10.14円
 居宅療養管理指導、福祉用具貸与	10.00円

※介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスについては、いずれも介護予防サービスを含みます。

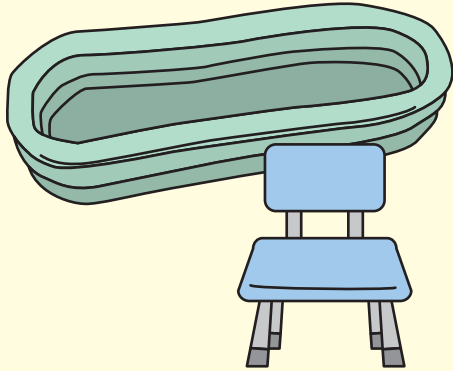
在宅サービスの内容について…詳しくは、18～24ページをご覧ください。

福祉用具購入費の支給について

要介護（要支援）認定を受け、在宅で生活されている方がポータブルトイレなどの福祉用具を購入した場合、申請に基づき、その費用の一部として介護保険から福祉用具購入費が給付（払い戻し）されます。

〈支給要件〉

- ・介護保険事業者として指定を受けた福祉用具販売事業者から購入したものであること。
- ・要介護（要支援）者の日常生活の自立を助けるために必要な福祉用具であること。
- ・購入種目が支給対象であること。



〈支給対象となる種目〉

- ① 腰掛便座、② 自動排せつ処理装置の交換部品、③ 入浴補助用具、④ 簡易浴槽、⑤ 移動用リフトのつり具部分、⑥ 排泄予測支援機器、⑦ 固定用スロープ、⑧ 歩行器（歩行車を除く）、⑨ 単点杖（松葉づえを除く）、⑩ 多点杖

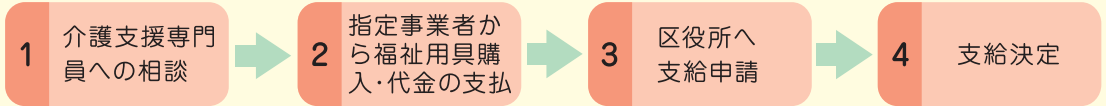
※⑦～⑩については、貸与若しくは購入のいずれかを選択することができます。

〈利用限度額〉

- ・要介護（要支援）度に関係なく、同一年度あたり10万円。1割（一定以上の所得がある方は2・3割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は9万円（2割負担の方は8万円、3割負担の方は7万円。）までです。
- ・利用限度額（10万円）を超えた額については全額自己負担が必要です。



〈申請手続き〉



※福祉用具購入費の支給方法として受領委任払いを選択した場合、利用者が指定事業者へ1～3割を支払い、その後、7～9割が介護保険から指定事業者へ支払われます。

【注意！】指定事業者以外からの購入は支給対象外です。

- ・書類上の不備や購入種目が支給対象外などの理由のほか、指定事業者以外から購入した場合も福祉用具購入費が支給されませんので、購入する前に介護支援専門員（ケアマネジャー）やお住いの区の区役所保健福祉課給付事務係までご相談ください。
- ・用途が同じものや機能が同一の福祉用具は複数購入できません。（ただし、用具の破損や本人の介護度が著しく高くなった等の特別な事情があれば、支給できる場合がありますので、購入する前に介護支援専門員（ケアマネジャー）やお住いの区の区役所保健福祉課給付事務係までご相談ください。）

住宅改修費の支給について

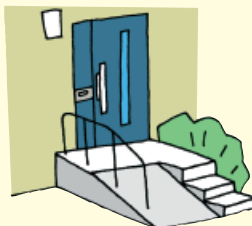
要介護（要支援）認定を受け、在宅で生活されている方が手すりの取り付けなどの小規模な住宅改修を行った場合、申請に基づき、その費用の一部として介護保険から住宅改修費が給付（払い戻し）されます。

利用者の状態にあった改修が行われるように、改修前に申請手続きを行うとともに改修後の届出が必要です。

〈支給要件〉

- ・要介護（要支援）認定を受けている方が居住する住宅※（＝住民票のある住所地）であること。
- ・改修内容が支給対象となる内容であること。
- ・要介護（要支援）者本人のための改修であること。

※高齢者住宅や有料老人ホーム等に入居している方については、認められない場合があります。



〈支給対象となる改修内容〉

- ① 手すりの取り付け、② 段差の解消、③ 滑り防止等の床材変更、④ 扉の取替え、⑤ 便器の取替え、⑥ ①～⑤の工事に付帯する必要と認められる工事

※取り外しができない、固定されたものに限る。

〈利用限度額〉

- ・居住する住宅に対して要介護（要支援）者1人あたり20万円。1割（一定以上の所得がある方は2・3割）は自己負担となりますので、介護保険から支給される額は18万円（2割負担の方は16万円、3割負担の方は14万円。）までです。
- ・利用限度額（20万円）を超えた額については全額自己負担が必要です。
- ・転居した場合や要介護度が最初の住宅改修の時より3段階以上上がった場合は、改めて20万円までの住宅改修を行うことができます。

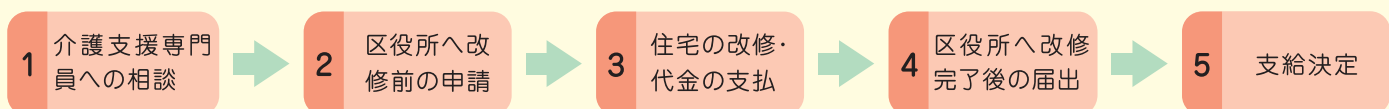
【注意!】“3段階以上”については、要支援2と要介護1は同じ段階として考えます。

要介護度が、要支援1及び要支援2に係る“3段階以上”については、以下のとおりですのでご注意ください。

○要支援1の場合 ○“3段階以上”とは…要介護2 ではなく 要介護3

○要支援2の場合 ○“3段階以上”とは…要介護3 ではなく 要介護4

〈申請手続き〉



※住宅改修費の支給方法として受領委任払いを選択した場合、利用者が施工業者に1～3割を支払い、その後、7～9割が介護保険から施工業者へ支払われます。

【注意!】改修前の申請がない場合は支給対象外です。

書類上の不備や改修内容が支給対象外などの理由のほか、改修前の申請がない場合も住宅改修費が支給されませんので、必ず改修前に介護支援専門員（ケアマネジャー）にご相談ください。詳しくはお住いの区の区役所保健福祉課給付事務係までお問い合わせください。

〈留意事項〉

- ・改修前の申請は、改修内容を確認するものであり、正式な給付決定を行うものではありません。完成した改修内容によっては住宅改修費の対象とならないことがあります。
- また、何らかの事情により改修内容が変更になった場合は、原則、着工前に改修前の申請を行った区役所へご連絡をお願いします。着工時にやむを得ず改修内容を変更した場合は、住宅改修完了後の提出書類に変更内容がわかるように記載してください。
- ただし、改修内容が介護保険の対象外である場合は、住宅改修費は支給されません。
- ・医療機関や介護施設等に入院（入所）している方でも、退院（退所）前にあらかじめ住宅改修をしておく必要がある場合には、改修前の申請をした上で住宅改修を行い、退院（退所）後に事後申請することができます。
- ただし、退院（退所）前に亡くなられた場合や保険給付の消滅時効（※1）までに退院（退所）できなかった場合は、住宅改修費は支給されません。
- ・改修前の申請時には、居宅要介護者（要支援者）であるが、着工後に下記①～③になった場合は、住宅改修費の一部が支給されません。

- ① 完成前に亡くなられた場合は、亡くなられた日までに完成した部分のみ住宅改修費の対象となります。
- ② 要介護（要支援）認定申請中で、後日、認定結果が「自立」となり、完成日時点の要介護（要支援）認定有効期間がない場合は、要介護（要支援）認定の有効期日までに完成した部分のみが、住宅改修費の対象となります。（※2）
- ③ 着工後に急遽入院し、退院の見通しが付かない場合は、入院するまでに完成した部分のみが、住宅改修費の対象となります。

※1 保険給付の消滅時効は、領収証記載の代金完済日の翌日から起算して2年を経過したときになります。

※2 初めて（または、前の認定期間が切れた後）の要介護（要支援）認定申請中に住宅改修の申請を行い、後日、認定結果が「自立」となった場合は、全額が住宅改修費の対象外となります。

【注意!】

令和4年4月1日以降に区役所で受け付ける改修前の申請分から、『申請書』の様式が改定され、「事前申請」及び「事後申請」で記載する箇所に、それぞれ、**入退院・入退所に係る欄**を新たに設けています。この欄により、要介護（要支援）認定を受けている方の入退院・入退所に係る状況を記載していただくこととなりました。

